

価格高騰重点支援給付金（物価高騰対応緊急対策） のご案内 ※受給には手続きが必要です。

- 物価高騰重点支援給付金（物価高騰対応緊急対策）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**7万円**

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を**受理した日**から**30日以内**が目安です

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（以下の①②すべてに該当する世帯）

- ①世帯全員の令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯
- ②住民税課税者の扶養親族のみで構成されていない世帯

（注）令和5年度＝令和4年1月1日～令和4年12月31日の所得が対象です。

市から「支給のお知らせ」（申請不要）
又は「確認書」（要返送）をお送りします

※他市町村からの転入や、市県民税の未申告などにより、課税状況が不明の方がいる場合は、「申請書」での申請が必要です。

給付金の支給手続き

○世帯の全ての方が、**令和5年1月1日以前から現住所にお住いの場合**

- 届いた封書の「確認書」に記載された支給要件や振込先等を確認・記入し、沖縄市に**返信してください**。
【確認事項】 ①確認欄の項目に該当するか
②給付金振り込み口座番号に誤りがないか など

○世帯の中に、**令和5年1月2日以降に市外から転入した方がいる場合**

- 転入者または住民税の申告をしていない方など、令和5年度の課税状況が確認できない場合は、別途、**申請書の提出が必要**です。

沖縄市非課税世帯給付金担当

ご不明な点は、給付金担当窓口（市役所5階）へお問い合わせください。

電話番号：098-929-3011

受付時間：月～金（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分